

# 平成 29 年度水俣市税条例の主な改正点について

(個人市民税関係)

## 1 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し (平成 31 年度分個人住民税～)

就業調整をめぐる喫緊の課題に対応するため、配偶者特別控除の対象となる配偶者所得の金額を引き上げるとともに、担税力調整の観点から、納税義務者本人に関する所得制限を設ける。

### ①配偶者特別控除の対象となる被扶養者の拡充

配偶者特別控除について、対象となる配偶者所得の金額を引き上げる。

配偶者特別控除の控除額	配偶者の所得制限	
	改正前	改正後
33万円	合計所得金額45万円未満 (給与収入110万円)	合計所得金額90万円以下 (給与収入155万円)
※配偶者の所得に応じて控除額が減額 (所得税と同じ)		
適用無し	合計所得金額76万円以上 (給与収入141万円)	合計所得金額123万円超 (給与収入201万円)

### ②納税義務者本人の所得制限 (現行：配偶者控除は所得制限無し、配偶者特別控除は所得1,000万円以下が対象)

配偶者控除及び配偶者特別控除について、所得が900万円超の納税義務者の控除額が逡減・消失する仕組みを設ける。

- ・ 合計所得金額900万円超950万円以下 (給与収入1,120万円超1,170万円以下)  
→控除額が2/3となる。
- ・ 合計所得金額950万円超1,000万円以下 (給与収入1,170万円超1,220万円以下)  
→控除額が1/3となる。
- ・ 合計所得金額1,000万円超 (給与収入1,220万円超)  
→配偶者控除・配偶者特別控除の適用無しとなる。

### ③今回の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しによる平成31年度以降の個人住民税の減収額については、全額国費で補填する。

(軽自動車税関係)

1 グリーン化特例（軽課）の延長

平成27年度及び平成28年度中に新車新規登録した車両に限り対象としていたグリーン化特例（軽課）について、基準を見直したうえで2年（平成31年3月31日登録分まで）延長する。

区分	軽減率		区分	軽減率
電気自動車等	75%軽減	➔	電気自動車等	75%軽減
2020年度燃費基準+20%達成	50%軽減		2020年度燃費基準+30%達成	50%軽減
2020年度燃費基準達成	25%軽減		2020年度燃費基準+10%達成	25%軽減

※ 電気自動車等とは、電気自動車・天然ガス自動車をいう。

(固定資産税関係)

1 わがまち特例（地方税法の規定により条例で定めるべき課税標準の特例）の追加

(1) 本則追加分（条例第61条の2）

児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接事業の用に供する次の資産

条項	対象資産	本市 特例割合	関係する地方税法の規定と 特例率
第61条の 2 第1項	家庭的保育事業の用に供する家屋 及び償却資産	1 / 2	(法第349条第28項) 1/2 を参酌して 1/3 以上 2/3 以下
〃 第2項	居宅訪問型保育事業の用に供する 家屋及び償却資産	1 / 2	(法第349条第29項) 1/2 を参酌して 1/3 以上 2/3 以下
〃 第3項	事業所内保育事業（利用定員が5 人以下）の用に供する家屋及び償 却資産	1 / 2	(法第349条第30項) 1/2 を参酌して 1/3 以上 2/3 以下

(2) 附則追加分（附則第10条の2）

条項	対象資産	本市 特例割合	関係する地方税法の規定と 特例率
附則第10 条の2 第14項	H29. 4. 1~H31. 3. 31に政府補助を 受け、事業所内保育事業の用に供 する施設で、当該補助対象の一定 の固定資産。（5年度間）	1 / 2	(法施行附則第15条第44項) 1/2 を参酌して 1/3 以上 2/3 以下

## 2 わがまち特例の廃止（附則第 10 条の 2）

地方税法附則から今回削除されたことから、廃止するもの。（本市適用実例なし）

条項	対象資産	本市 特例割合	関係する地方税法の規定と特 例率
旧附則第 10条の2 第14項	ノンフロン製品である冷蔵機器及 び冷媒機器で、自然冷媒を利用し たもの。	3 / 4	（旧法施行附則第15条第40項） 3/4を参酌して 2/3 以上 5/6 以下

## 3 法令改正に伴い、対応する条例を改正するもの

- （1）震災等により滅失又は損壊した償却資産に代わって取得又は改良された償却資産の課税標準額を4年度間、2分の1とする法令の改正に該当規定を対応させた。（条例第61条第8項）
- （2）居住用超高層建築物に係る各区分所有者の税額を、全区分所有者からの申出割合により決定する場合の手續について、該当規定を対応させた。（条例第63条の2）
- （3）震災等により被災した区分所有に係る家屋の敷地が、「被災市街地復興推進地域」にある場合、震災発生後4年度分に限り、従前の所有者申出による共用土地の税額の按分方法と同様の扱いを受けられるよう、該当手續規定を対応させた。（条例第63条の3第2項）
- （4）震災等により被災した住宅用地が、「被災市街地復興推進地域」にある場合、被災住宅用地の特例の適用が被災後4年度分（同地域以外は2年度分）まで拡充されたため、該当手續規定を対応させた。（条例第74条の2）
- （5）耐震改修又は省エネ改修が行われ、認定長期優良住宅に該当することになった住宅の固定資産税額（改修工事年の翌年度分）の減額割合が3分の2に拡充されたため、該当手續規定を追加した。（条例附則第10条の3第9項、同10項）